

通達甲（刑．鑑．管）第1号

平成13年2月16日

存 続 期 間

各 所属長 殿

刑 事 部 長

検視官要綱の制定について

〔沿革〕平成22年10月通達甲（刑．鑑．管）第1号改正

平成25年3月副総監通達甲（副監．刑．鑑．検1）第7号改正

このたび、別添のとおり、検視官要綱を制定し、平成13年2月16日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

近年、自殺や事故を偽装した殺人事件等事件性の認定が困難な事件の発生に加え、脳死した者の身体に対する検視といった新たな業務が生ずるなど、検視業務の困難性、重要性が高まっていることから、適正な検視業務を行うため、新たに要綱を制定したものである。

第2 制定の要点

- 1 主として検視を担当する者を「検視官」と呼称することとした。
- 2 検視官の任務を明確に規定した。

別添

検視官要綱

第1 目的

この要綱は、主として検視を担当する者（以下「検視官」と呼称する。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 検視官の指定

- 1 刑事部長は、刑事部の管理官のうち、警視の階級にある警察官の中から検視官を指定するものとする。ただし、必要な体制の確保その他のやむを得ない事由があると認める場合は、警部の階級にある警察官の中から指定することができる。
- 2 前1の指定は、警察大学校における法医専門研究科を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者の中から行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
 - (1) 10年以上（警部の階級にある者にあつては8年以上）の刑事部門における捜査実務の経験（検視及び死体の調査等並びに鑑識に係るものを含む。）を有し、かつ、検視及び死体の調査等に係る法令及び実務に精通すると認められる者
 - (2) 警部補以上の階級において4年以上の強行犯捜査、検視及び死体の調査等、又は鑑識に係る捜査実務の経験を有する者

第3 任務

検視官の任務は、次のとおりとする。

- 1 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第2項に規定する検視及びその指導を行うこと。
- 2 刑事訴訟法第218条第1項の規定に基づいて行われる検証に当たって、死体の調査等及びその指導を行うこと。
- 3 刑事訴訟法第223条第1項の規定による嘱託を受けた鑑定人による同法第225条第1項に規定する死体解剖に立ち会うこと。

- 4 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する「脳死した者の身体」に対する検視及び調査等を行うこと。
- 5 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の規定に基づき警察署長が死体の調査、検査及び身元を明らかにするための措置を実施する場合において必要な助言等を行うこと。
- 6 死体の適正な取扱いに関する教養を実施すること。
- 7 死体取扱いについて、専門的知識を有する法医学者等の部外者との連絡調整を行うこと。

第4 臨場等

- 1 検視官は、警察署長から警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について（平成25年3月21日通達甲（刑. 鑑. 検1）第3号）第5の2に基づく臨場の要請があったとき又は検視官が自ら必要と認めるときは、速やかに臨場するものとする。
- 2 検視官は、死因が犯罪に起因するおそれがある死体については司法解剖（刑事訴訟法第168条第1項又は第225条第1項の規定により行う解剖をいう。以下同じ。）の嘱託を行うよう、司法解剖の対象ではないが死因が判明しない死体については、行政解剖（死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第7条又は第8条の規定により行う解剖をいう。）の嘱託を行い、又は警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条の規定による解剖を実施するように積極的に助言等を行うものとする。

第5 報告

検視官は、次の場合は鑑識課長を経由して刑事部長に報告しなければならない。

- 1 検視した死体が犯罪に起因するものであることが明らかとなったとき。
- 2 前記第3の3に定める死体解剖に立ち会ったとき。
- 3 前記第3の4に定める検視又は調査等を行ったとき。
- 4 特異な死体又は社会的反響が大きいと認められる死体の検視又は調査等

を行ったとき。

第6 環境整備

検視官がその任務を適正に推進することができるよう、鑑識課長は資器材の充実を含めた環境整備に配慮しなければならない。